

## 令和2年度第9回公立大学法人滋賀県立大学役員会開催結果（書面開催）

議決事項に対し、令和2年11月30日付けで書面議決を求めたところ、下記の議決結果となり、滋賀県立大学定款第16条第4項の規定に基づき、原案のとおり決定された。

令和2年11月30日

### 記

#### 1 書面議決事項

公立大学法人滋賀県立大学職員給与規程、公立大学法人滋賀県立大学契約職員給与規程、公立大学法人滋賀県立大学無期転換契約職員給与規程および公立大学法人滋賀県立大学役員報酬規程の改正について。

#### 2 書面議決結果

議決結果は次のとおりであり、議決事項について承認された。

委員数 6名（議長である理事長を除く）

承認 6名

不承認 0名

#### 3 意見等

・労使で意見の相違はあるが、社会情勢の現況をみると、今回の改定は致し方がない。

・大学側の判断の合理性について、職員（代表）の理解を得るべく説明を継続するなど、誠実に対応して下さい。